

第67回文化財防火デー実施要綱

【京都中部広域消防組合】

1 目的

「第67回文化財防火デー」を中心として、文化財を火災、震災その他の災害から守るため、文化財防火運動を展開し、文化財愛護に関する意識の高揚を図ることを目的とする。

2 期日及び推進期間

- (1) 第67回文化財防火デー
令和3年1月26日（火）
- (2) 第67回文化財防火デー推進期間
令和3年1月20日（水）から1月26日（火）まで

3 実施方針

- (1) 住民の文化財保護に対する関心を高めるために、積極的に防火訓練その他の防災訓練等の行事を実施するとともに、広報活動を行い、「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図る。
- (2) 文化財の所有者、管理者その他の関係者に対し、文化財の防災体制の整備や防災対策の強化を再認識させるとともに、設置されている消防用設備等の適切な維持管理に努め、日常的なチェック態勢を講じるよう指導の徹底を図る。
- (3) 文化財周辺地域との連携体制の構築・強化を図るため、地域住民に対する防火・防災意識の高揚に努める。

4 実施事項

効果的に文化財防火・防災に関する意識の高揚を図るため、次の事項の実施に努めるものとする。

- (1) 立入検査等の実施
 - ア 文化財建造物等への立入検査及び防火・防災指導
 - ※ 特に工事、イベント等の際の出火防止対策及び火気取扱いについて、指導の徹底を図ること。
 - イ 消防用設備等の定期点検の励行の指導
 - ウ 文化財及び伝統的建造物群保存地区の関係者に対する防火・防災指導
- (2) 広報活動
文化財の防火・防災に関する各種広報活動の実施（広報媒体の配布及び掲出など各種媒体の積極的な活用）
- (3) その他
 - ア 構成市町、消防団、文化財関係者等への文化財防火デーの実施に係る協力依頼
 - イ 構成市町、消防団、文化財関係者、地域住民等との連携
 - ウ 新聞、ケーブルテレビ等への記事の掲載（放送）依頼及び提供